

不整地運搬車運転者教本

技能講習テキスト

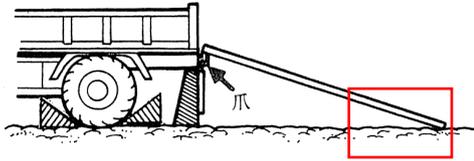
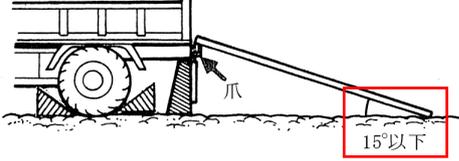
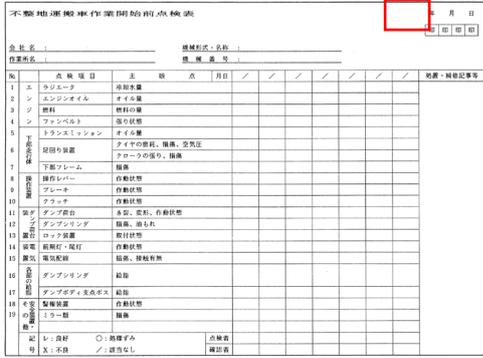
No.111410

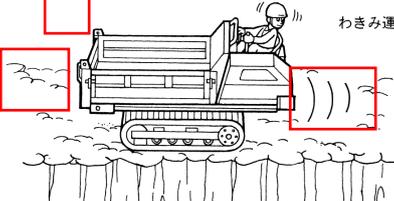
<新旧対照表> 改訂6版 令和7年3月19日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| (旧版) 改訂5版2刷(令和5年10月20日) No.111410 | (新版) 改訂6版(令和7年3月19日) No.111410 |
| 【用語の統一】 | |
| 労働者、作業員 | 作業者 |
| 現場 | 作業所 |
| また、または | 又、又は |

| (旧版) 改訂5版2刷(令和5年10月20日) No.111410 | | | (新版) 改訂6版(令和7年3月19日) No.111410 | | |
|-----------------------------------|-------------|--|--------------------------------|-------------|---|
| 頁 | 箇所 | 内容 | 頁 | 箇所 | 内容 |
| 88 | 上から 12行目 | ⑦ 大石を <u>ダンプ</u> するときは、 <u>ダンプ</u> 操作をゆっくり行う。 (下線部を修正) | 88 | 上から 12行目 | ⑦ 大石を <u>おろす</u> ときは、 <u>ダンプ</u> 操作をゆっくり行う。 |
| 88 | 上から 13行目 | ⑧ 荷台を傾斜 (<u>ダンプ</u>) させた状態で走行しない。 (下線部を修正) | 88 | 上から 13行目 | ⑧ 荷台を傾斜 (<u>上げた</u>) させた状態で走行しない。 |
| 88 | 下から 9行目 | ③ 旋回は、走行を完全に停止してから行う。 (右記の下線部を追加) | 88 | 下から 10行目 | ③ 旋回は、走行を完全に停止してから行う。 <u>誘導者がいる場合は必ずその指示にしたがう。</u> |
| 91 | 図5- 22 | (赤枠を修正)  | 91 | 図5- 22 |  |
| 100 | 上から 2行目 | 燃料は作業終了後に補給しておき、作業前に燃料タンクの水抜きを行う。 (右記の下線部を追加) | 100 | 上から 2行目 | 燃料は作業終了後に補給しておき、作業前に燃料タンクの水抜きを <u>必要に応じて</u> 行う。 |
| 107 | 表6-5 | (赤枠を修正)  | 107 | 表6-5 |  |

| (旧版) 改訂5版2刷(令和 5 年 10 月 20 日) No.111410 | | | (新版) 改訂6版(令和 7 年 3 月 19 日) No. 111410 | | |
|---|---|--|---------------------------------------|---|--|
| 頁 | 箇所 | 内容 | 頁 | 箇所 | 内容 |
| 109 | 図 7 - 2 | (赤枠を修正)  わきみ運転はしない! | 109 | 図 7 - 2 |  わきみ運転はしない! |
| 110 | 下から 13 行目 | ・積載時の上り坂走行は、重心を山側（上部）にする（図 5 - 13）。 (右記の下線部を追加) | 110 | 下から 13 行目 | ・積載時の上り坂走行は、重心を山側（上部）にする（ <u>85頁</u> 図 5 - 13）。 |
| 112 | 下から 10 行目 | ② 不整地運搬車の固有の <u>くせや弱点</u> (下線部を修正) | 112 | 下から 10 行目 | ② 不整地運搬車の固有の <u>禁止事項</u> |
| 142 | 上から 4 行目 | 現在実用化されているバッテリーには、鉛蓄電池の他 <u>アルカリ蓄電池</u> がある。 (下線部を修正) | 142 | 上から 4 行目 | 現在実用化されているバッテリーには、鉛蓄電池の他、 <u>ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等</u> がある。 |
| 154 | 上から 13 行目 | 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。 <u>ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 1 号から第 4 号までの事項についての教育を省略することができる。</u> (下線部を削除) | 154 | 上から 13 行目 | 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。 |
| 178 | 第 3 条 の表中、 (上欄) 受講の免除を受けることができる者 | 1 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で第 2 次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は 2 級の建設機械施工管理について種別を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 102 号）に定められた第 2 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者 (右記の下線部を追加) | 178 | 第 3 条 の表中、 (上欄) 受講の免除を受けることができる者 | 1 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 34 条に規定する建設機械施工 <u>管理</u> 技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で第 2 次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は 2 級の建設機械施工管理について種別を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 102 号）に定められた第 2 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者 |
| 180 | 下から 2 行目 | 災害事例 4. <u>作業構台より</u> 掘削土をダンプトラックに積み込み中転落した。 (下線部を修正) | 180 | 下から 2 行目 | 災害事例 4. <u>作業構台上で</u> 掘削土をダンプトラックに積み込み中転落した。 |